平成２８年（フ）第１８２号
東京都中央区日本橋人形町２丁目26―10―1203
破産者　アリアヌワル
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７２号
東京都中野区沼袋１丁目26―10―205
破産者　浜田朱実こと　濱田　朱実(旧姓吉原)
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５３号
東京都練馬区南大泉３丁目22―９―201
破産者　伊藤　文章
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６３号
東京都江戸川区西小岩４丁目４―19
破産者　佐野　　勉（旧姓岩井）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６４号
山梨県笛吹市八代町南4585、開始決定時の住所東京都世田谷区用賀１丁目９―22　オアーゼ用賀Ｅ701
破産者　田原　守紀
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７６号
東京都世田谷区祖師谷３丁目51―６
破産者　内海　啓夫
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１号
東京都目黒区鷹番３丁目21―17―201
破産者　高橋　　貢
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０３号
東京都墨田区緑１丁目17―１―705
破産者　遠藤　信人
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５８号
東京都杉並区下高井戸１丁目１―13―407
破産者　溝口　益弘
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３５号
東京都墨田区八広３丁目35―８―201
破産者　中村　晃久
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６号
東京都清瀬市上清戸１丁目５―20
破産者　横田　広輝
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１号
東京都東久留米市下里７丁目８―13―306
破産者　相原　秋晴
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０９号
東京都江東区北砂６丁目20―19―501
破産者　鎧塚眞太郎
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８号
東京都墨田区本所４丁目11―７―404
破産者　齊藤　　誠
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３５号
東京都東久留米市滝山６丁目１―10―108
破産者　川田　奎三
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４７号
東京都世田谷区成城４―８―19、住民票上の住所大阪府大阪市中央区北浜東４―24―807
破産者　上野　達也
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７３号
東京都江戸川区鹿骨２丁目37―13―305
破産者　大堀　健司
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９９５号
埼玉県春日部市小渕209―１　ヴァンベール春日部Ⅱ701
破産者　加地　　努
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３５号
栃木県宇都宮市南町12番７号　シティハウス南Ⅱ201号
破産者　渡邉　春乃（旧姓廣川）
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２号
栃木県小山市西城南３丁目８番地８　ガーデンハイツⅡ202号、前住所栃木県栃木市箱森町17―14　松本ハイツＢ101
破産者　狐塚　浩司
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７号
栃木県大田原市上奥沢622番地54
破産者　田村　広幸
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０号
栃木県さくら市フィオーレ喜連川１丁目６番27号、前住所栃木県大田原市須賀川2937番地２
破産者　伊藤さち子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係